

年末調整について 用意はお早目に

令和3年も最後の月になりました。ご存知の通り12月は給与所得者の確定申告にあたる年末調整を行う時期です。早めに準備に取り掛かり、スムーズに作業を完了させてよい新年を迎えましょう。

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

■「年末調整」とは

給与の支払者は、毎月(日)の給与の支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税および復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならぬ税額(年税額)と一致しないのが通常です。この一致しない理由については、各人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られています。実際には年の中途中で給与の額に変動があること、②年の中途中で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分

から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③生命保険料や地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を「徴収」または「還付」し精算することが必要となります。この精算手続のことを「年末調整」といいます。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外には所得がないか、給与以外の所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。したがって、このような

人について、勤務先での年末調整によって税額の精算が済んでしまうということは、確定申告などの手続を行う必要がないこととなるわけですから、年末調整は非常に大切な手続といえます。

■昨年から主な変更点

【税務関係書類における押印義務の見直し】

行政のデジタル化推進に伴い、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書など、従業員から提出される年末調整関係書類についても、原則として押印が不要となりました。

【年末調整申告書を電磁的方法で提供する場合の税務署長の承認廃止】

これまでは、従業員から年末調整申告書を電子データで回収する場合、事前に所轄の税務署長へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、承認を受ける必要がありました。令和3年分の年末調整よりこの事前承認が不要となりました。事前承認が不要となった申告書は以下の通りです。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ④ 給与所得者の基礎控除申告書
- ⑤ 給与所得者の保険料控除申告書
- ⑥ 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
- ⑦ 所得金額調整控除申告書
- ⑧ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑨ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

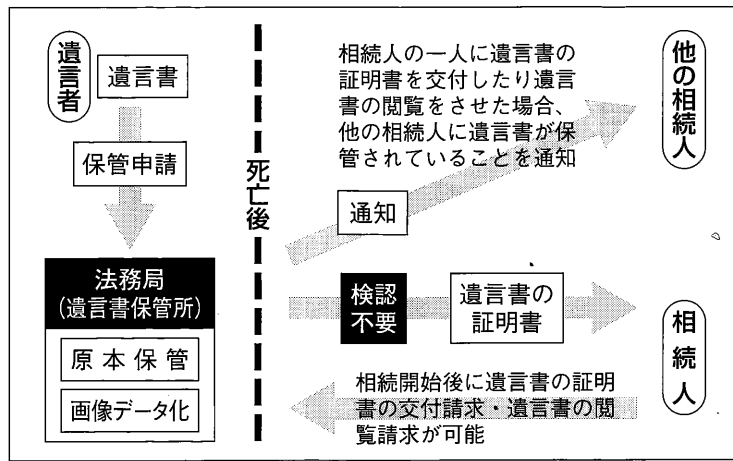
【e-Taxによる申請等の拡充】

税務署長等に対する申請等のうちe-Taxによりその申請等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面による提出に代えて、スキャナによって読み取る方法等で作成をした電磁的記録(いわゆる「イメージデータ」)を送信することにより申請を行うことができることとされました。



自筆証書遺言の保管制度 紛失や改ざんなどを防止 ―法務局で遺言書を保管

経営者の方が、自社の株式や事業用財産を後継者に引き継ぐために遺言を活用するケースがあります。自筆証書による遺言書は自宅に保管されることが多く、せっかく作成しても紛失や改ざん、隠匿などのリスクがあります。こうしたトラブルを回避するために「自筆証書遺言書保管制度」が創設されました。そこで今号では、「自筆証書遺言書保管制度」の概要を紹介します。



■自筆証書遺言とは

自筆証書遺言とは、自分の手書きで作る遺言書のことです。複数ある遺言書の中でも一番簡易に作れる遺言書です。原則として全ての文章を手書きする必要がありますが、財産目録については、手書きではなく通帳や登記簿などの証明書を付けても有効となりました。

ただ、自筆証書遺言は、遺言者が自分で書くものですから、相続人は、遺言書があるのかないのか、また、あるとしてもどこにあるのか分からないということがよくあります。このため、遺産分割協議が終わった後に自筆証書遺言が出てきて、それまでの遺産分割協議が無駄になったり、突然見つかった自筆証書遺言の有効

性を巡って裁判になったりなど、いろいろな問題を引き起こします。そこで、こうしたトラブルを回避するため、自筆証書遺言を保管する制度が昨年7月に創設されました。

■保管制度の概要

- ①自筆証書遺言の遺言書を書いたA氏は、その遺言書を法務局に持ち込み、保管を申請。
- ②保管の申請ができる法務局は、A氏の住所、本籍地、あるいはA氏の所有する不動産の所在地を管轄する法務局。
- ③保管の申請を受けた法務局は、提出された遺言書が民法の定める方式を守っているか確認した上で、遺言書を預かります。また、その際、遺言書を画像情報化して保存し、法務局からアクセスできるようにします。
- ④A氏は、いつでも自分の遺言書を保管している法務局に、遺言書の返還や閲覧を請求できます。この請求は、A氏自身が法務局に出かけてしなければなりません。
- ⑤A氏が亡くなると、A氏の相続人、遺言書でA氏から遺産をもらえるところになっていない人及び遺言書で遺言執行者とされている人は、A氏の遺言書を保管している法務局に対し、遺言書の閲覧を申請できます。

⑥法務局は、A氏の遺言書の閲覧あるいは画像情報の証明書を発行したときは、閲覧や証明書の発行を請求した人以外のA氏の相続人などに、A氏の遺言書を保管していることを通知します。

⑦法務局が保管している遺言書については、「検認」という家庭裁判所の手続きをする必要はありません。

■注意点

法務局でチェックしてくれるのは、様式に不備がないかという形式的な点だけです。遺言内容の精査・チェックまではしてくれませんし、そういった質問や相談には対応してくれませんので、法的な内容については、専門家に相談する必要があります。

また、申請を行う際には法務局に本人が行く必要があります。もし本人が一足が不自由で法務局に行けない」となるとこの制度は利用できません。ご家族などが本人の代理人として申請を行うことも出来ません。なぜなら保管申請を行う際に本人確認が必要だからです。

保管申請をすると遺言書保管所に氏名や住所の登録がされます。そのため、引越などですれらの変更があった場合は、変更の届出を保管所に提出する必要があります。



■整理・整頓・清掃・清潔・しつけ 「5S活動」で業務改善 生産性の向上などの効果

「5S活動」とは「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」の5項目を指したスローガンで、職場環境を改善する活動の一つです。5Sを徹底することで、直接的または間接的に様々な効果が期待できます。そこで今回は収益・業務改善に有効な「5S活動」について取り上げます。

5S活動は、単なる整理・整頓を行う美化運動ではなく、企業経営や職場環境を改善することが目的です。具体的に5Sの各項目についてみて

①整理	必要なものと必要のないものを明確に取捨選択すること
②整頓	要るものを使いやすいようにきちんと置き、誰にでも分かるように表示すること
③清掃	掃除をする過程で細部まで保守点検すること
④清潔	「整理・整頓・清掃」の3Sを常に守って維持すること
⑤しつけ	決められたことをいつも正しく守る習慣をつけること

みます。

①整理

不要なものを捨てる。目に見えるもの、見えないもの、一度取捨選択してみるプロセスが重要です。その結果、必要なものだけが残ります。

②整頓

整理が行われた状態からが整頓になります。これは再配置とも言えます。自分たちが最もやりやすい状態を想定して、残った必要なものを再配置します。全社一丸の取組みが大前提なので、誰が見ても分かるように「表示」をします。

③清掃

言葉を置き換えると「点検保守」です。毎日、月一、半年、1年、清掃することによって、状態が維持できているか点検しようということが「清掃」です。拭き掃除などをする

ことが5S活動の中の清掃だと捉えられがちですが、表示されている物の中がきちんと収納されているか、目的にあったところにあるかを点検することも清掃といえます。

④清潔

上の3つは、「整理する」「整頓する」「清掃する」ですが、これだけは、「清潔」とはいえません。清潔にするとは、「整理・整頓・清掃を守って維持する」状態を言います。当然ここに「チェックする」という仕組みが入ってきます。

⑤しつけ

決められたことを、決められたとおり正しく実行できるように習慣づけること。作業は決めた基準どおりに常に実行することです。

また「規律を守ること」「継続的に改善すること」などの意味も含まれます。

■5Sがもたらす効果

5Sの効果とは、企業によって異なりますが、一般的には「コスト削減」や「生産性向上」、「従業員教育」など様々な成果を上げることが可能です。

①業務効率の向上

場当たりに置いた要らないモノが、社員を動きにくくし、仕事の効率を低下させたり、ひいては売上

低下を招いてしまいます。

②コストの削減

業務効率が上がることによって残業時間が少なくなったり、業務中のミスや作業のムラを省くことでコストを削減することができます。

③在庫の回転率の向上

要るモノ、要らないモノをハッキリと分けことで、在庫の回転率を上げることができます。徹底した在庫管理により、不必要な買い物がなくなり、余計な出費を抑えることも可能です。

④チームワークの向上

社員全員で5S活動を行っていくことにより、一体感が生まれます。社員間でのコミュニケーションが活性化することで業務の連携もスムーズに図れるようになります。



「5S活動」は、それそのものが目的ではなく、5Sを通じた全社的な改善運動です。当たり前のことをルール化し、全社員で徹底的に実行し、点検し、改善策を講じるという経営活動そのものであるからこそ、業務改善・業績アップにつながるのです。年末に職場の大掃除をする企業も多いと思いますが、これを機会に5S活動に取り組んでみてはいかがでしょうか。



短期退職手当等Q&Aを公表

■国税庁

令和3年度税制改正において、役員等以外で勤続年数が5年以下の者に対する退職手当等（以下、「短期退職手当等」といいます）について、その退職所得金額の計算方法の改正が行われ、令和4年1月1日から施行されます。

そこで国税庁は、この改正を踏まえて、短期退職手当等に関する質疑応答事例を取りまとめた「短期退職手当等Q&A」をホームページ上で公表しました。

2分の1課税平準化措置の見直し
現在、退職所得金額は、その年中に支払いを受ける退職手当等の収入金額から、勤続年数に応じた退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とされています。

令和3年度税制改正では、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととされました。

退職所得課税の適正化

退職所得は、終身雇用を前提とした時代に「老後の生活資金の原資」という性格を持つとして所得税が軽減されています。近年、その仕組みを利用し、短期間勤務予定の社員に対して意図的に給与を低くし、代わりに高額な退職金を支払うことで社員の税負担を軽くするというケースが報告され、問題視されていました。

役員の早期退職時の退職金への課税は既に強化されていますが、このような退職給付の実態を踏まえて、役員以外の一般従業員についても課税が強化されることとなりました。

今回公表されたQ&Aでは、この勤続年数5年以下である一般社員に対する退職手当等の取り扱いについて紹介。改正の内容や基本的な計算方法、「短期勤続年数」の判断、短期退職手当等を支給する場合の源泉徴収税額の計算方法などについて、全13問の具体例を挙げて解説しています。

退職所得は、終身雇用を前提とした時代に「老後の生活資金の原資」という性格を持つとして所得税が軽減されています。近年、その仕組みを利用し、短期間勤務予定の社員に対して意図的に給与を低くし、代わりに高額な退職金を支払うことで社員の税負担を軽くするというケースが報告され、問題視されていました。

12月の税務と労務

一 税 務

- ★給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- ★給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
(1)提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2)提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- ★固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- ★11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（6月～11月分）の納付
納期限…12月10日
- ★10月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…令和4年1月4日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…令和4年1月4日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…令和4年1月4日
- ★4月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…令和4年1月4日
- ★消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…令和4年1月4日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヵ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…令和4年1月4日

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…令和4年1月4日
- ★賞与支払届の提出
賞与を支払ったときは、5日以内に年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）へ提出

コロナがもたらしたもの

「常識の転換」と言われます。マスクの常時着用、ソーシャル・ディスタンスなどは、今や常識となつていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大前には考えられなかったことです。こうした常識の転換が起こる時、ビジネスが大きく変わると言われています。▼例えば、日本で8千万人以上が利用している通信アプリ「LINE」は東日本大震災をきっかけに生まれたサービスです。「LINE」は、東日本

大震災の発生時に大切な人と連絡がとりづらかった経験から、スマートフォンで人とつながるコミュニケーションアプリとして2011年6月に誕生しました。▼コロナがもたらした変化をきっかけに、これまで多くのビジネスが生まれています。コロナ禍を「自社の経営のあり方を見つめ直そう」というメッセージであると感じれば、新たなビジネスの創造や既存ビジネスの転換を成し得るチャンスともなります。